

新型コロナウイルス感染予防による施設使用の中止について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として、下記対象期間内の京都府長岡京記念文化会館施設の使用を既に取り消した、またはこれから取り消される場合、事前に納付いただいた施設使用料を手続き終了後に全額還付(返金)いたします。

◆対象施設

京都府長岡京記念文化会館ホール、および楽屋使用での練習室。

◆対象期間（令和2年6月19日現在）

- ① 令和2年2月29日～令和2年7月31日までの施設使用分。
- ② 令和2年6月18日までに使用申請した、令和2年8月1日から令和3年6月18日までの使用分。
(但し、原則使用日の1ヶ月前までの取り消し分)

(注) 対象期間外の取り消しについては、通常通りの還付になります。
使用日の2ヶ月前まで 5割還付（2ヶ月を過ぎると還付出来ません）

◆手続き方法

取り消しが決定した時点でお電話でご連絡いただき、後日窓口までお越し下さい。その際には、ご印鑑と振込先がわかるようお願い致します。

◆ご来館の際のお願い

ご来館の皆様には、以下の点にご注意願います。

- ・発熱や風邪の症状がある方はご来館をお控え下さい。
- ・マスクをお持ちの方は出来る限りマスクの着用をお願いします。
- ・咳などの症状がある場合は「咳エチケット」にご協力下さい。
- ・職員はマスクを着用して対応いたします。

その他、ご不明な点がございましたらお問合せ下さい。

京都府長岡京記念文化会館
電話 075-955-5711
(休館日を除く 9:00～17:00)